

## 富山大学理学部同窓会 雪紋 富山支部規定

平成 21 年 7 月 11 日制定

平成 25 年 7 月 13 日改正

平成 26 年 7 月 26 日改正

令和 7 年 7 月 17 日改正

(趣旨)

第 1 条 富山大学理学部同窓会 雪紋 会則第 6 条に基づき、富山支部を置く。

(目的)

第 2 条 本支部は、支部会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 富山大学理学部および理学部同窓会 雪紋との連携・協力
- (2) 本支部会員相互の親睦
- (3) その他本支部の目的に適う事業

(組織)

第 4 条 本支部は、理学部同窓会 雪紋通常会員、特別会員および名誉会員のうち、富山県に住所を置く者で構成する。

(事務所)

第 5 条 本支部の事務所は、「〒930-8555 富山市五福 3190」を住所とする富山大学理学部内に置く。

(役員の職務と任期)

第 6 条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 2 名
- (3) 支部幹事長 1 名
- (4) 支部幹事 若干名
- (5) 支部監査 2 名
- (6) 支部顧問 若干名

第 7 条 支部長は、本支部を代表し、本支部の事業を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事あるときはこれを代行する。

3 支部幹事長は、本支部の会務を総括し、事業を執行する。

4 支部幹事は、支部幹事会に出席し、会務を審議し、事業の執行を支援する。

5 支部監査は、支部会計を監査する。

6 支部顧問は、支部活動に功労のあった支部役員のうちから、幹事会の承認を得て委嘱す

る。

第8条 役員の任期は2年とする。

2 役員の交代は、前任者の残任期間とする。

(支部総会、支部幹事会)

第9条 支部総会は、毎年1回以上開く。

2 支部幹事会は、必要に応じ、支部長が召集する。

(会費)

第10条 支部会費は以下のものをもってあてる。

(1) 行事毎に徴収する参加費

(2) 会員からの寄付金

(3) 同窓会支部事業費

(4) その他の雑収入

(会計年度)

第11条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事業報告、予算および決算)

第12条 予算および決算は、支部幹事会および支部総会の承認を経なければならない。

2 本支部の事業、収支決算および会計監査の各結果は、支部総会に報告するものとする。

(支部規定の改正)

第13条 支部規定の改正は、支部幹事会の審議を経て、支部総会で決定する。

附則 この規定は、平成21年7月11日から施行する。

附則 この規定は、平成25年7月13日から施行する。

附則 この規定は、平成26年7月26日から施行する。

附則 この規定は、令和7年7月17日から施行する。